

■ 町民参画手続の実施状況（平成27年度実績）

対象期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町水道整備概要(案) 【水道課】	簡易水道事業から上水道事業への転換に係る整備計画概要	平成27年6月8日 ～平成27年6月30日	HP 広報紙	町内	0件	HP、広報28.4、窓口 閲覧・配布	
2	新町まちづくり計画の変更(案) 【企画財政課】	計画期間の延長(10年間→H32年度 までの15年間に)及び延長に伴う財政 計画表の更新・変更	平成27年8月21日 ～平成27年9月14日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2条)	0件	HP、広報28.4、窓口 閲覧・配布 27年9月議会行政報 告	6条第1項第1号(計画 策定)に該当
3	安平町過疎地域自立促進市町 村計画(案) 【企画財政課】	過疎地域自立促進特別措置法の5年 延長に伴う安平町過疎計画の期間延 長	平成27年12月7日 ～平成27年12月28日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2条)	0件	HP、広報28.4、窓口 閲覧・配布	6条第1項第1号(計画 策定)に該当
4	安平町まち・ひと・しごと創生総 合戦略(案) 【企画財政課】	まち・ひと・しごと創生法の規定に基づ き、人口減少対策に係る施策・事業を 定めるもの	平成27年12月7日 ～平成27年12月28日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2条)	0件	HP、窓口閲覧・配 布、 広報28.3、広報28.4	6条第1項第1号(計画 策定)に該当
5	安平町行政不服審査会条例 (案) 【総務課】	行政不服審査法の改正に伴う審査会 の設置及び運営に関する事項等を定 めるもの	平成28年1月18日 ～平成28年2月8日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2条)	0件	HP、広報28.4	6条第1項第2号(基本 方針を定める条例の制 定改廃)に該当
6	安平町森林整備計画(案) 【農林課】	森林法に基づき、平成28年度から平 成37年度までの森林整備計画を策定 するもの	平成28年2月8日 ～平成28年3月4日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2条)	2件 (6項目)	HP、広報28.4、 縦覧(28.4.1～)	6条第1項第1号(計画 策定)に該当
7	安平町酪農・肉用牛生産近代 化計画書(案) 【農林課】	酪農及び肉用牛生産の振興に関する 法律に基づき、町の酪農・肉用牛生 産に向けて取り組むべき施策の方向 性を示す平成28年から平成37年の計 画を策定するもの。	平成28年2月8日 ～平成28年2月29日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2条)	0件	HP、広報28.4、 告示28.6.22	6条第1項第1号(計画 策定)に該当

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	・安平町まち・ひと・しごと創生 総合戦略の策定 ・第2次安平町総合計画の策定 (まちづくり町民アンケート調査) 【企画財政課】	「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦 略(H27～H31)」「第2次安平町総合計 画(H29～H38)」の策定に向けた、政 策満足度や将来重要度を把握するた めの全世帯アンケート調査	平成27年9月7日 ～平成27年9月30日	調査票を 全戸に配 布し、郵送 回答	町内全戸	689件 回答率 17.9%	HP28.3 広報紙28.4	

(3)モニター制度

該当事業なし

(4) 町民説明会

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	・道の駅・鉄道資料館の建設計画(回遊・交流ステーション形成事業) ・追分地区児童福祉複合施設整備プラン(役場庁舎を含む公共施設再配置) ・地域情報コミュニティ放送「あびらチャンネル」の整備 【企画財政課ほか】	重要施策に係る各種団体説明	平成27年4月3日～5月29日の計26回	文書による団体への希望調査	町内団体のうち希望した団体	26団体	HP 広報紙	
		重要施策に係る町民説明会(1)	平成27年5月10日～20日の計10回	HP、広報紙、自治会等案内	町内	208人	HP 広報紙	
		重要施策に係る町民説明会(2)	平成27年6月12日、6月15日の計2回	HP、広報紙	町内	75人	HP 広報紙	

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	・第2次安平町総合計画の策定(安平町の地方創生に向けた「あびら夢・未来100人町民フォーラム」) 【企画財政課】	第2次総合計画の策定及び人口減少対策に向けた町民意見の収集	平成28年2月28日	無作為抽出、HP、広報紙、団体等案内	町内	約60名	HP	

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	第1次安平町農業・農村振興計画 【農林課】	計画期間の延長(5年間→H28までの7年間に)	安平町農業構造対策協議会 平成27年9月1日	9月1日開催の協議会にて承認。町民参画に付す事項が「計画の内容」に関するものではなく、「計画期間を2年間延長すること」であり、一般町民からの意見提出が想定し難いため、有識者で構成する協議会のみでの参画手続きを選択した。	9月議会行政報告
2	安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び個人情報保護条例の一部改正 【総務課】	マイナンバー法の施行に伴う関連条例の制定・改正	安平町情報公開・個人情報保護審査会 平成27年9月14日	法に基づき条例の制定及び一部改正が必要であるものの、法令どおりに実施しない検討余地がある事案であるため、情報公開・個人情報保護審査会を9月14日付けで開催(書面会議)した。結果、内容及び提案について全委員(5人)から承認された。	平成27年9月定例会へ上程し、議決された。
3	はやきた子ども園民営化協定内容等 【教育委員会】	①はやきた子ども園民営化協定内容 ②子ども園民営化に伴う利用者負担額条例の改正案 ③追分地区児童福祉複合施設の整備	安平町子ども・子育て会議 平成27年8月24日	①大枠で承認され、会議で出された意見等により修正の上、さらにリズム学園と調整し9月議会へ財産処分の議決等提案することとなった。 ②質疑・意見等は特になく、条例案を9月議会へ提出することとなった。 ③保護者への説明会を早期に実施して欲しい等の意見が出された。	①、②9月議会に関連議案を上程、議決された。

4	安平町郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定 【教育委員会】	老朽化のため早来郷土資料館を移設するもの。(位置の変更)	文化財保護委員会 平成27年11月24日 教育委員会議 平成28年2月25日	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているため、左記の会議において意見を聴取している。	平成28年3月議会に上程し、議決された。
5	安平町立はやきた子ども園条例を廃止する条例の制定 【教育委員会】	安平町立はやきた子ども園条例を廃止するもの。	子ども子育て会議 平成27年8月24日 教育委員会議 平成28年2月25日	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているため、左記の会議において意見を聴取している。	平成28年3月議会に上程し、議決された。

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	条例第6条第1項の該当	実施しなかった理由(条例第6条第2項による省略)・判断日等
1	安平町税条例の一部改正 (27.9月議会議決分) 【税務課】	地方税法の改正に伴う条例委任事項の新設及び町たばこ税に係る特例税率の段階的縮減及び廃止について定めるため一部改正するもの。	5号該当(住民生活影響) 判断日平成27年7月30日	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当するが、第6条第2項第5号(料金徴収)に該当のため実施せず。
2	安平町手数料条例の一部改正 (27.9月議会議決分) 【総務課】	個人番号の通知カード及び個人番号カードの再発行手数料を定め、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するもの。	3号該当(権利義務) 判断日平成27年8月28日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
3	安平町スポーツセンター条例の一部改正 【教育委員会】	アリーナの通年利用が可能になることに伴う開館期間の延長、トレーニング室の期間使用料の新設を行うもの	3号該当(権利・義務) 判断日平成28年2月12日	トレーニング室の期間使用料の新設は、第1項第3号「権利・義務」に該当するものの、第2項第5号「金銭の徴収に関するもの」に該当するため、町民参画の対象外と判断した。なお、町民参画の対象外ではあるが平成28年2月25日教育委員会議でも審議されている案件。(開館期間の延長部分は、第1項第5号「生活に重大な影響」には該当しないと判断して非該当。)
4	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正 【教育委員会】	国が定める保育料単価の改定に伴う利用者負担額を定める条例を改正するもの。(額の改正)	5号該当(住民生活影響) 判断日平成28年2月9日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件